

令和 4 年 3 月 8 日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

議会運営委員会

委員長 伊藤 清美

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び舞鶴市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

決議第1号

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議（案）

去る2月24日、ロシアによるウクライナへの軍事による侵略が開始された。武力による国の主権や領土の侵害、人々の生命、自由を奪う事態は、いずれの国や地域、いかなる理由があろうとも、国際社会においては、断じて許されるものではない。さらにロシアが核準備態勢の強化を決定したことについても、断じて許されるべきものではなく、唯一の核兵器被爆国として、国際社会とともに強く非難し、抑止させるべきである。

このような力による一方的な現状変更の試みは、明らかな国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがす行為を実行するロシアに対し、最も強い言葉で厳しく非難する。

よって、国においては、在留邦人の安全確保に全力で取り組むとともに、国際社会と連携し、ロシアに対する制裁措置の徹底と強化を図り、軍の即時撤収を求めることを強く要請する。

舞鶴市議会においては、本市の市是である「平和産業港湾都市」に基づき、世界平和の実現に向けて、国際社会が一体となって全力で取り組むべきであることを、ここに訴える。

以上、決議する。

令和4年3月9日

舞 鶴 市 議 会